

令和5年3月13日以降のマスク着用について

新型コロナウイルスが令和5年5月8日から5類感染症に移行することにより、マスクの着用についての考え方が厚労省より示されました。

3月13日から、マスクの着用は個人判断に委ねられますが、**医療機関等の受診時・訪問時や通勤ラッシュ時などはマスク着用を推奨する**、というものです。

厚労省サイト：[マスク着用についてはこちらから](#)

新型コロナウイルス感染症では、咳などの症状がある人だけでなく症状のない感染者からも感染が広がること、マスクは自分が感染しないためというよりも周りに感染を広げないためという意味合いの方が強い感染対策であることを踏まえ、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けは変わりますが、高齢者や重症化リスクの高い方への感染を防ぐ目的で、医療機関でのマスク着用は引き続き推奨されることとなりました。

当院でも、これまでどおり**院内に入る方は全員、全ての年齢の方にマスク着用をお願いいたします。**

マスクを忘れた方には当院でマスクをお渡ししますので、受付にお声かけください。

※お子様のマスク着用は保護者の方の見守りの上、お願いいたします。

もちろん感染予防対策はマスクだけではありませんので、どうしてもマスク着用できないお子様等は、3密を避け人との距離を保つ、こまめな手指消毒、等で感染拡大防止にご協力いただきます。

具体的な対策としては、

- ◇ 院外（車の中など）で待機する
- ◇ こまめに手指を清潔にする
- ◇ 院内では保護者の方が抱っこして動き回らないようにする
（抱っこは対面で、飛沫が広がらないように）
- ◇ 他の患者様と適切な距離を保つ
- ◇ 咳ある時、泣いたり会話する時は口にハンカチを当てる等で飛沫の飛散を防ぐなどがあります。

不明点などありましたら遠慮なく当院スタッフにご相談下さい。

院内感染を予防し、全ての患者様に安心して通院していただくために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。